



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 高島 浩  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第105回 「優越的地位の濫用」の適用範囲

- 1 最近、優越的地位の濫用に関する報道に接することが多くあります。これまでは大企業 vs 中小零細企業という構図が典型例でしたが、それ以外のケースも少なからず見受けられるようになってきました。

2 吉本興業が芸人との間で契約書を取り交わしておらず、社長が「契約は口頭だけで有効に成立する」と強弁して非難を浴びた事がありました。  
公正取引委員会は、昨年2月に公表した報告書において、企業が業務委託の形で個人の労働力を活用する場合（芸能、スポーツ、フリーランスで働く人材への業務委託など）においても、不利な取引条件を押し付ける行為が優越的地位の濫用となり得ると指摘しています。  
そして、業務委託契約書を作成せず口頭で発注を行うことは、独禁法上問題となる行為の温床となるため望ましくないとされています。
- 3 セブンイレブンが店舗の営業時間の短縮を認めず、FCオーナーに24時間営業を強制した問題も大きく報道されました。  
そもそもFC契約では24時間営業が条件とされています。このため、セブンイレブンとしてはFCオーナーに契約どおり営業するように求めたのですが、それが「不当に不利益を与える行為」に該当する可能性があるとは指摘されているのです。  
本来契約当事者は、相手方に対して契約の遵守を求めることができるのが原則です。し
- 4 リクルートキャリアが求職者から取得した個人情報から内定辞退率を算定し、求人企業に提供していた事件では、個人情報保護法違反や職業安定法違反が問題とされました。  
リクルートキャリアは、消費者である求職者からは金銭を受け取っていません。しかし、本年8月、公正取引委員会は、情報の提供行為を「取引」と捉え、デジタル・プラットフォームが消費者から個人情報の提供を受ける行為に対しても独占禁止法を適用する指針を策定しました。  
このため、消費者の同意を得て個人情報を取得した場合（個人情報保護法には抵触しない場合）であっても、事業者が不必要な個人情報まで消費者に提供させることは、優越的地位の濫用に該当する可能性があることになります。
- 5 公正取引委員会は、積極的に独占禁止法を適用する姿勢を示しています。  
中小企業にとって、たとえ取引の相手が大企業であり、契約書に明記された取引条件であるとしても、交渉すること自体を断念する必要はありません。取引先との間で自社を取り巻く環境を伝達し、コミュニケーションを取ることができる関係を築いていくことが重要です。